

国立大学法人琉球大学うない女性研究者・リーダー育成基金規程

平成30年 6月 26日
制 定

(目的)

第1条 国立大学法人琉球大学に、国立大学法人琉球大学基金規程第5条の規定に基づき、琉球大学うない女性研究者・リーダー育成基金（以下「うない基金」という。）を置き、広く社会から寄附を受け入れることにより、次代を拓く優秀な女性リーダーを世に送り出すことにより社会に貢献するとともに、男女共同参画及びダイバーシティの推進に資することを目的とする。

(事業)

第2条 うない基金は、前条に掲げる目的を達成するために、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 女性研究者のリーダーシップ育成・支援に関する事業
- (2) 若手女性研究者の研究力強化・支援に関する事業
- (3) 女子学生の人材育成に関する事業
- (4) 地域における男女共同参画推進及び地域の次代を担う女性リーダーの育成に関する事業

(うない基金の構成)

第3条 うない基金は、うない基金への寄附金及びその運用益並びに琉球大学基金からの繰入金をもって充てる。

(寄附金の受入れ及び管理)

第4条 うない基金への寄附金の受入れ及び管理は、他の寄附金と区別して行う。

- 2 前項に定める受入れ及び管理については、この規程及びこの規程に基づく細則等で定める場合を除いては、国立大学法人琉球大学寄附金取扱規程の定めるところによる。

(寄附金の使途の変更の禁止)

第5条 うない基金に対して拠出された寄附金の使途は、変更してはならない。

(運営委員会)

第6条 うない基金の運営に係る次の各号に掲げる事項を審議するため、琉球大学うない基金運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- (1) 事業計画に関すること。
 - (2) うない基金の予算及び決算に関すること。
 - (3) 寄附の受入れに関すること。
 - (4) 寄附者への謝意表明に関すること。
 - (5) その他うない基金の管理運営に関すること。
- 2 委員会は次の各号に掲げる委員をもって組織する。
 - (1) 主としてダイバーシティを担当する理事
 - (2) ジェンダー協働推進室長

- (3) ジェンダー協働推進室副室長
 - (4) 研究推進機構から選出された者 1名
 - (5) 地域連携推進機構から選出された者 1名
 - (6) ジェンダー協働推進室委員 若干名
 - (7) その他学長が必要と認めた者 若干名
- 3 前項第7号の委員は、学長が任命する。
 - 4 第2項第7号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。
 - 5 委員会に委員長を置き、第2項第1号の委員をもって充てる。
 - 6 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
 - 7 議決は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(事務)

第7条 うない基金に関する事務は、総務部職員課において処理する。

(雑則)

第8条 この規程及び国立大学法人琉球大学基金規程に定めるもののほか、うない基金の運営に関し必要な事項は、別に定める。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、国立大学法人琉球大学基金運営委員会の議を経て、学長が行う。

附 則

- 1 この規程は、平成30年6月26日から施行する。
- 2 この規程施行後、最初に任命される第6条第2項第7号の委員の任期は、同条第4項の規定にかかわらず、平成32年3月31日までとする。

附 則 (平成31年4月16日)

この規程は、平成31年4月16日から施行し、平成31年4月1日から適用する。